

◆コラム◆ *はん*せい*き 【連載 第5回】

薄井 康紀

カタカナの法律

昭和50年代前半に遡って社会保険の法律を見ると、年金関係では厚生年金保険法も国民年金法もひらがな・口語体でしたが、健康保険法や船員保険法はカタカナ・文語体でした。

私が学生時代に学んだいわゆる六法も、日本国憲法はひらがなですが、民法は第二次世界大戦後に全面改正された家族法(親族・相続)の部分はひらがなになっていたもののそれ以外の部分はカタカナでした。また、刑法や商法もカタカナでした。(カタカナ・文語体の法律を改正する場合には、法律の全部改正や新たに追加・全部改正される特定の編・章についてはひらがなによりますが、そうでない場合にはカタカナのまま一部改正が行われるルールになっていました。)

したがって、厚生省に入省して関わることになった健康保険法などの法律がカタカナであることに違和感はありませんでした(同じ保険局でも国民健康保険法はひらがなでした)。

平成に入ってから民法(総則・物権法・債権法)や刑法も順次ひらがな・口語体となるとともに、わかりやすい表現がめざされることになります。そのような流れの中で健康保険法も平成14(2002)年の改正でひらがな・口語体に改められました。

昭和53(1978)年に国会に提出した健康保険法改正案(相当大きな改正案でした)を検討している時に、課長からひらがなに改める準備をしているのかと冷やかされた思い出がありますが、それから四半世紀後にひらがな化が実現したことになります。

昭和50年代当時の健康保険法第一条第一項を見ると、

“健康保険ニ於テハ保険者ガ被保険者ノ業務外ノ事由ニ因ル疾病、負傷若ハ死亡又ハ分娩ニ関シ保険給付ヲ為シ併セテ其ノ被扶養者ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ関シ保険給付ヲ為スモノトス”

となっています。(条文の見出しあり法律自体にはなくて、第一条には法令集の編纂者によって【目的及び被扶養者の範囲】とか【保険事故及び被扶養者】といった見出しがつけられていました。)

これは現行の健康保険法の第一条(目的)に相当する規定で、少しあつづきにくいけれど意味は分かると思います。それでも「この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害(…)}以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」としている現在の規定の方が読む人にとってはるかにわかりやすく親切です。(当時の健康保険法を見ると、もっと読みづらい条文が数多くありました)。そういう意味でひらがな・口語体でわかりやすくとの取組みが進められたことは評価できます。

もっとも、ひらがな・口語体の年金各法も決してわかりやすいものではありませんし、その内容を説明する各種資料も一般の人にとっては難解です。正確さ、厳密さを期すことは必要ですが、それがホームページやパンフレットを見ても分からぬといつた不満につながっているのだと思います。私自身制度を運営する立場で見た時にはやむを得ない点があると思っていましたが、年金受給等で自分が当事者になってみた時にはもっとわかりやすく書けないものかと強く感じました。

厚生労働省も日本年金機構もわかりやすい文書づくりに努力していますが、正確にかつわかりやすくというのはこれからも追求していくかなければいけない課題だと思います。

薄井 康紀 (うすい・やすのり) 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会理事長

昭和51(1976)年に旧厚生省入省、厚生労働省政策統括官(社会保障担当)、社会保険庁総務部長・日本年金機構設立準備事務局長を経て、平成22(2010)年1月の日本年金機構設立に当たり同機構副理事長、平成27(2015)年12月に同機構を退任。令和5(2023)年より現職。

